

中小企業の皆様の情報発信基地として

トシフォメーション

No. 462

2025年 12月 DECEMBER



今月のお知らせ

- ・長崎県最低賃金 時間額 1,031円 R7.12.1発効
- ・今年の「ふるさと納税」はお済みですか？

- 新しくなった扶養控除等申告書の書き方
- 長崎県の最低賃金が変わりました
- 従来の健康保険証は使えなくなります
- はしやすめ ・除夜の鐘
- お知らせ ・年末調整、償却資産申告、年末年始の業務予定



株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

新しくなった扶養控除等申告書の書き方

税制改正に伴い令和8年分の扶養控除等申告書の様式が変わっています。もともと書き方が難しい上に、さらに複雑になっていますので注意が必要です。

A 源泉控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者とは、納税者本人の合計所得金額が900万円（給与収入1,095万円）以下で、かつ生計を一にする配偶者の合計所得金額が95万円（給与収入160万円）以下である配偶者のことです。給料や賞与の計算をする際に扶養人数を1人としてカウントします。

納税者本人の合計所得金額が900万円超の場合、配偶者名は記入しません

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号			老人扶養親族 (昭32.11以前生)	令和8年中の 所得の見積額	非居住者である親族(注1) 生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)
		あなたとの続柄	生年月日	特定期間(平成16.1.2生~平成23.1.1生)			
A 源泉控除 対象配偶者		明・大 昭・平	.	.		円	

本人の合計所得金額が900万円（給与収入1,095万円）以下の場合

- 配偶者の年収が160万円までの場合は配偶者の名前や生年月日などを記入
- 配偶者の年収が160万円超201万円までの配偶者は名前を記入せず、別紙の配偶者控除等申告書に必要事項を記入し、配偶者特別控除を受けることになります。

B 源泉控除対象親族

源泉控除対象親族とは生計を一にする16歳以上の扶養親族で、合計所得金額が58万円（給与収入123万円）以下の人がいいます。ただし、19歳～23歳未満の扶養親族の場合は、合計所得金額が100万円（給与収入165万円）以下の人がいいます。源泉控除対象配偶者と同様に給料等の計算時に扶養人数を1人としてカウントします。

B 対象親族 (16歳以上) (平成23.1.1以前生)	2				□ 同居老親等 □ その他	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払
		明・大 昭・平	.	.			
	3	明・大 昭・平	.	.	□ 特定扶養親族 □ 特定親族		□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者

・19歳～23歳未満以外の扶養親族で年収123万円までは名前を記入し、年齢が70歳以上で納税者本人又はその配偶者と同居している場合は「同居老親等」にチェック、同居していない場合は「その他」にチェックします。

- 19歳～23歳未満の扶養親族で年収123万円までは名前を記入し、「特定扶養親族」にチェック
- 19歳～23歳未満の扶養親族で年収123万円超165万円までは名前を記入し、「特定親族」にチェック
- 19歳～23歳未満の扶養親族で年収165万円超188万円以下の方は扶養控除等申告書には記入しないが、別紙の特定親族特別控除申告書に必要事項を記入し、特定親族特別控除を受けることになります。

お詫びと訂正

前月のインフォメーション11月号（No.461号）令和7年分年末調整の「特定親族特別控除の創設」の内容で一部誤りがありましたので訂正してお詫びいたします。

訂正箇所：特定親族特別控除の表下の※印

（誤）※年収が123万円超188万円以下で特定親族特別控除の適用を受ける場合は扶養控除等申告書の特定親族欄にチェックをして「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります
(正) 特定親族欄へチェックするのは年収が123万円超165万円以下でした。

年収が165万円188万円以下の場合は扶養控除等申告書には記入しません。

長崎県の最低賃金が変わりました



令和7年12月1日より長崎県の最低賃金はすべての業種で時給1,031円となりました。（全国平均時給1,121円）

今回の引き上げ額78円は過去最大となり、長崎県では初めて最低賃金が1,000円を超えるました。労働者にとって嬉しい反面、事業主にとっては最低賃金に該当する方だけでなく、全体のバランスを保つために、最低賃金に近い方の賃上げも考慮しなければならず、頭の痛い話です。

例えばパートやアルバイトを5人雇用しており、月の平均労働時間が100時間とした場合、これまでより78円時給を上げると月に約39,000円、年間468,000円の入件費増となります。

賃上げ分を売価に転嫁できない場合は企業側の負担となり、その分利益が減ることになります。

日給や月給の場合の比較方法

$$\bullet \text{ 日給の場合 } \text{ 日給 } \div \text{ 1日の平均所定労働時間 } = \text{ 1時間当たりの賃金}$$

$$\bullet \text{ 月給の場合 } \text{ 月給 } \div \text{ 1ヶ月の平均所定労働時間 } = \text{ 1時間当たりの賃金}$$

1日8時間勤務で月平均22日出勤する場合、月給が181,456円未満なら最低賃金を下回ってしまいますのでご注意ください。

※上記の計算には各種手当も含まれますが、以下の手当は含まれません。

① 臨時に支払われる賃金 ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

③ 時間外や休日、深夜割増賃金 ④精勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

従来の健康保険証は使えなくなります



令和7年12月2日より従来の健康保険証が使えなくなり、マイナ保険証に一本化されています。マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを持っていてもマイナ保険証として登録していない方は各機関からすでに送られてきている「資格確認書」を使用します。ただし、混乱を避けるため令和8年3月末までは従来の健康保険証でも受診が可能です。

マイナ保険証登録有無の確認方法

マイナ保険証として登録しているかの確認方法はマイナポータルサイトの証明書欄にある「健康保険証」を選択し、「マイナンバーカードの健康保険証利用」箇所の「利用登録状況」が“登録済”となつていればマイナ保険証として登録していることになります。

登録した覚えがない方でも医療機関や薬局でマイナンバーカードを使用したことがある方はマイナ保険証として登録されているようです。

事業所の対応

事業所においては、新しく従業員を雇用した際に社会保険の資格取得届を提出しますが、雇用した方がマイナ保険証として登録しているか不明な場合は、資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に「発行が必要」とチェックをしておけば資格確認書が交付されます。

また、退職により社会保険の資格喪失届を提出する際は退職する従業員より「資格確認書」を回収し、日本年金機構へ提出することになります。

なお、使用できなくなった従来の健康保険証は事業所で回収せず、各人で責任をもって破棄することになります。

はしやすめ

除夜の鐘



早いもので今年も残すところ1か月弱となりました。毎年のことですが、まったく年末という感じがしないまま年越しまでのを迎えてますが、それでもテレビや近くのお寺から聞こえてくる除夜の鐘の音を聞くと「今年もおわったなあ」と、しみじみ感じさせてくれます。

除夜の鐘は年末年始に行われる仏教の行事です。除夜とは大晦日の夜を意味しますが、元は中国の宋の時代の習慣が由来とされており、日本には鎌倉時代（1185年～1333年）に伝わったといわれています。当時は朝夕に鐘が撞かれていたそうですが、室町時代になると大晦日の夜から元日にかけて鐘が撞かれるようになりました。

これは邪悪な鬼が出入りするとされる鬼門（北東）を十二支に当てはめると「丑と寅の間」になり、旧暦の12月から1月の間となるため、邪気を祓うため除夜（大晦日の夜）に鐘を撞くようになったそうです。

除夜の鐘は108回撞く理由は諸説ありますが、有名なのは煩惱（ぼんのう）を滅するためという説です。煩惱とは仏教において「心身を悩ませ、乱し、惑わせる心の作用」を意味し、人の心を迷わせ苦しめる原因で108あるとされています。

人には「眼（視覚）・耳（聴覚）・鼻（嗅覚）・舌（味覚）・身（触覚）・意（意識）」という6つの感覚がありこれを「六根（ろっこん）」といいます。六根は人に迷いや欲を与えるものとされています。

六根で生じた感覚を「好・惡・平（どちらでもない）」という3つの感情で表します。さらに3つの感情を「淨（きれい）・染（汚い）」の2つに分け、さらに「過去・現在・未来」の三世（さんぜ）と組み合わせて煩惱を数えると108になります。【6（六根）×3（好・惡・平）×2（淨・染）×3（三世）=108】

なかでも最も心を毒す代表的な煩惱が3つあり、それを三毒（さんどく）と呼んでいます。

- ・貪欲（どんよく）…必要以上に欲しがり、自分だけが良くなろうとする強欲な心
- ・瞋恚（しんに）…怒り、憎しみ、嫌悪の感情
- ・愚痴（ぐち）…道理を理解できない愚かな心

除夜の鐘を聞くだけでも煩惱を抑えることが出来るそうです。どうやら大晦日は「目先の利益を追いつぎ、何事もほどほどに、思い通りにならなくても腹を立てず穏やかに、望みが叶わなくても愚痴を言わずひたむきな人間になりたい」という煩惱と戦いながら新年を迎えることになりそうです。

今年も大変お世話になりました。来年も皆様にとってどうか良い年でありますように。

お 知 ら せ

年末調整・償却資産申告書の手数料は以下のとおりです

年末調整の料金

- ・年末調整手数料 1人につき 2,200円 ※市町村への給与支払報告書作成料含む
- ・法定調書作成料 11,000円

償却資産申告書作成料

対象となる保有償却資産数

- | | | | |
|--------------|---------|---------------|----------|
| ・50 以下 | 11,000円 | ・100 超 200 以下 | 33,000円 |
| ・50 超 100 以下 | 22,000円 | ・200 超 | 44,000円～ |



償却資産税の申告を依頼される方は、申告書を当事務所へご持参又はご郵送下さい。

当事務所年末年始の業務予定について

次のような日程となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

年末業務は、12月26日（金）で終わります。

年始業務は、1月 5日（月）より始めます。

